

令和7年第9回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和7年9月17日(水) 開会：14時00分 閉会：14時50分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 2階 入札室

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦  
 委 員 松 田 福 美  
 委 員 吉 本 妙 子  
 委 員 片 山 研 治  
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 十 楽 さゆり  
 教 育 部 次 長 小 川 亮  
 教 育 政 策 課 長 〃  
 生 涯 学 習 課 長 神 杉 朋 史  
 人 権 教 育 課 長 山 本 孝 二  
 学 校 教 育 課 長 稲 垣 宏 美  
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志  
 中 央 図 書 館 長 有 間 博 司  
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 中 村 勝 也  
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 和 也  
 鹿 野 総 合 出 張 所 次 長 坂 本 俊 彦  
 こ だ も 保 育 課 長 林 真 也  
 こ だ も 保 育 課 課 長 補 佐 松 村 尚 志

5 会議の書記の職氏名

教 育 政 策 課 課 長 補 佐 大 竹 新 人  
 教 育 政 策 課 係 長 田 中 良 二

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	議案第23号	周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について
3	議案第24号	学校歯科医の解嘱及び委嘱について
4	議案第25号	周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について
5	議案第26号	周南市幼保連携型認定こども園の設置に係る意見聴取について

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

※資料 当日配付

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

**教育長**

ただ今から「令和7年第9回教育委員会定例会」を開催いたします。  
議事日程に従いまして、進めてまいります。  
日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。  
本日の会議録署名委員は、松田委員さんと岡寺委員さんをお願いいたします。

2	周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について
---	------------------------------

**教育長**

それでは、日程第2、議案第23号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。  
この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

**学校教育課長**

それでは議案書1ページ、議案第23号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。  
提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号に基づくものです。  
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の規定により、地方公共団体の住民サービスを担う基幹業務システムについて、国が作成する仕様書に記載された標準様式にあわせるよう義務付けられることとなりました。これまで地方公共団体ごとに独自に定めていた通知や様式等の帳票は、標準様式に統一されることとなります。  
本市におきましては、現在スマートシティ推進課が主体となり、基幹業務システムの標準化に対応する作業を進めております。この度は、就学事務について、児童生徒に住所の変更等があった場合等に出力される帳票の様式変更に伴い、所要の改正を行うものです。以上で説明を終わります。

**教育長**

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

**岡寺委員**

転入学通知書を使用する際の流れを教えてください。

**学校教育課長**

転入学の際に、異動日、児童生徒氏名等を学校へ通知する際に使用します。今までは、2種類ありましたが、様式を1種類に統一することとなります。

**岡寺委員**

転出校から転入校への通知ですか。保護者から転入校への通知ですか。

**学校教育課長**

今までは、保護者と転入校に渡す文書2種類作成していましたが、今後は保護者宛文書のみとなり、保護者から転入校へ提出することとなります。

**岡寺委員**

学校へ持っていくということですね。

**学校教育課長**

はい。

## 教育長

住所変更に伴い、学校が変わります。市民課で手続きを行い、住民票を異動した際に出力される帳票として転入通知書が発行されます。それを転入校へ提出するという流れです。

## 松田委員

2種類のあったものが1種類になると説明されましたが、新旧対照表の様式には現行の様式1種類しかないのはなぜでしょうか。

## 学校教育課長

現行様式としては、保護者へ通知する就学通知書のみとなっていますが、実際には転入校に通知する異動連絡票が運用上別にありました。この度の改正で、就学通知書と異動連絡票を統合し、転入学通知書となりました。

## 松田委員

施行細則の様式としては1種類のため、議案には1種類しかないということですか。運用上もう1種類あったものを統合して、様式として1種類に統一されたということですか。

## 学校教育課長

そうです。

## 松田委員

国の様式をそのまま使用することになったのですか。

## 学校教育課長

はい。基本的に国の標準様式に沿ったものとなっています。

## 松田委員

今までは、入学指定学校を指定する通知でしたが、改正により転入学校という表記になり、居住地で学校を指定することになったのでしょうか。保護者希望等を加味したうえで、指定校変更をかけるということだと思いますが、表記に疑問が残りました。

## 教育長

流れはこれまでと変更ありません。

## 岡寺委員

転出入のルールが変わったのかと思ったのですが、そうではないということですか。

## 教育長

ルールが変わったということはないですね。

## 学校教育課長

はい。ルールに変更はありません。

この通知は、住所変更に伴い学校が変わる際に使用するものであり、本人の希望により指定校を変更したい場合は、申請をして条件を満たしていれば指定校以外に通うことも可能です。帳票の様式変更のみで、仕組みは変わりません。

## 松田委員

様式が変わるということは、意味があると思うので質問をしました。施行細則の第2条第3号が話題になっていますが、同条第5号中の別記様式第5号については、指定校という標記なのですね。

国に沿った部分のみを変更したのか、様式のみを見直したのか、施行細則全体を確認したうえで見直しを行ったのか、何をもって今回の改正を行ったのかを聞きたいということです。

仕組みに変更はないということでしたので、そのことを念頭に置くのか、就学する学校、転入先

の学校は市教育委員会が指定するという事でよいでしょうか。

**学校教育課長**

考え方及び手続等には変更はありません。

**松田委員**

令第8条について解釈して、施行細則には影響がないということですね。

**教育長**

住所変更に伴い、市民課で手続きを行い、住民票を異動した際に、学校も指定されます。その際に出力される帳票として、転入通知書が発行され、転入校へ提出するという流れです。

別の学校を希望する場合は、教育委員会へ申請し、指定校変更を行うという流れについては、今までと変更なしということによろしいですか。

**学校教育課長**

はい。

**教育長**

参考資料の細則2/4ページ第2条第5号の内容について確認をして、必要に応じて説明をしてください。

**学校教育課長**

はい。

**教育長**

よろしいでしょうか。

手続き上の様式変更については、ご理解いただけるということによろしいですか。あとの内容については、確認をお願いします。

それでは、議案第23号を決定いたします。

3	学校歯科医の解嘱及び委嘱について
---	------------------

**教育長**

それでは、日程第3、議案第24号「学校歯科医の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

机上に正誤表を配付しておりますのでご確認ください。この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

**学校教育課長**

説明に入る前に、正誤表を配付させていただいておりますが、議案書7ページ、2及び3の表の項目名に誤りがございました。「薬剤師名」ではなく正しくは「歯科医師名」となります。お詫びして訂正いたします。

それでは議案書6ページ及び7ページ、議案第24号「学校歯科医の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号に基づくものです。

学校歯科医につきまして、1校の配置変更がございましたので、解嘱及び委嘱を行いました。なお、委嘱期間は、令和7年10月1日から令和9年3月31日までとなります。以上で説明を終わります。

## 教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

よろしいですか。

それでは、議案第24号を決定いたします。

4	周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について
---	------------------------

## 教育長

それでは、日程第4、議案第25号「周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について」を議題とします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

## 教育政策課長

それでは議案書8ページ及び9ページ、議案第25号「周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第20号に基づくものです。

教育委員会表彰につきましては、周南市教育委員会表彰規則及び周南市教育委員会表彰規則取扱要綱の規定により、毎年度、事務局各所管課及び学校からの内申に基づき、教育委員会へお諮りし、表彰者のご決定をいただいているものでございます。

本年度は、周南市教育委員会表彰規則第2条第4号に規定する「学校保健及び体育の振興に顕著な功績があった者」として個人1名の方を候補者としております。

候補者の方は、崎重 靖徳様でございます。

崎重様は、平成7年から現在まで30年にわたり、学校歯科医として周南市の小学校で、児童、学校教職員の健康管理や保健衛生の向上に熱意を持って取り組まれています。

また、学校との連携を緊密に図りながら、歯科医として適切に保健指導を行われ、学校の保健衛生の保全や、児童及び学校教職員の健康保持に尽力されています。

崎重様につきまして、本市の教育の振興及び発展におけるご功績は顕著なものでございますことから、本年度の周南市教育委員会表彰の被表彰者といたしたいと考えておりますので、よろしくご審議、ご決定のほどお願いいたします。

## 教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

## 松田委員

推薦者についてはよいと思いますが、1名というのはどういうことなのでしょうか。事務局各所管課及び学校からの内申に基づくものとなっており、今まで多くの推薦があった中で、ここまで人数が少なかったことはなかったと記憶しています。

今までの被表彰者一覧を見て、本当にこの表彰でよいのかという感想を持ちましたので、考えを聞かせてください。

## 教育政策課長

候補者の推薦については、各所管課及び学校からの内申に基づいています。令和6年度に表彰規則取扱要綱を改正し、全種別において活動年数の基準を設けました。

学校からの内申については、令和5年度4件、令和6年度5件です。令和5年度は活動年数の基

準がなかったため、年数の長短がありましたが、令和6年度は要綱を改正し、活動年数を統一したことで、30年以上の方4名おられ、昨年度は人数が多い状況でした。

過去の状況を見ると、被表彰者がおられない年もありました。教育委員会としては、年次で表彰候補者の確認を行っているところです。

#### 松田委員

令和元年度からは表彰者がいない年はありませんでしたが、社会教育のみという年はありました。内容を見ると、学校教育についても人形劇、ぬまぎ文庫など学校教育に貢献されている方の表彰もありました。同様の活動をされている団体は、ほかにもあると思います。掘り起こしが大切だと思います。教育についての意識を高めていくということで、学校保健1名でよいのかという疑問を持ちました。

社会教育をみると、花を育てる会、歴史博士検定実行委員会が表彰された時期もありました。長穂地区長寿会連合会も社会教育に加え、学校との連携もありました。先般、市議会議員から民俗芸能の活性化について質問があった際に、埋もれているものの掘り起こしや継続性についての内容がありましたが、教育委員会表彰についてももう少し対象者がいるのではないかと思います。

#### 教育長

各所管課で候補者を選定し、規則に沿って進めているところです。

#### 松田委員

いつもそれで終わるので申し上げました。規則に沿って進めていることは理解しておりますが、規則に漏れがある場合もあるのではないかと思います。そのあたりをご配慮いただきますようお願いいたします。

#### 教育長

承知しました。そのほかいかがでしょうか。

それでは議案第25号を決定いたします。

ここでお諮りいたします。

続いて、日程第5、議案第26号「周南市幼保連携型認定こども園の設置に係る意見聴取について」につきましては、市長に意見を申し出る案件でございまして、周南市幼保連携型認定こども園の設置方針については、最終的な意志決定前であります。また、議会や市民の皆様方への周知につきましても前段階でもあり、適切な審議確保の観点から、「周南市教育委員会会議規則」第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思います。

#### 教育長

これより採決を行います。

議案第26号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(教育委員全員が挙手)

#### 教育長

それでは、議案第26号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

**教育長**

それでは、日程第5、議案第26号「周南市幼保連携型認定こども園の設置に係る意見聴取について」を議題とします。

この件につきまして、こども保育課から説明をお願いいたします。

**こども保育課長**

議案第26号「周南市立幼保連携型認定こども園の設置に係る意見聴取について」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

まず、議案書12ページをご覧ください。

認定こども園については、「周南市幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則」において、その設置、廃止等については、教育委員会の意見を聞くことと定められていることから、本日は、皆さまのご意見をお伺いするものです。

それでは、13ページをお願いいたします。

「須々万地区の認定こども園整備事業」については、令和4年度の土地取得以降、整備事業を進めてまいりましたが、完成時期が近づいてきましたことから、今年度に入りまして、幼稚園、保育園の保護者の皆様に説明会を行い、開設時期等についてのご意見を伺いました。

現在は、ご意見などを踏まえて、令和8年4月の認定こども園化に向けた準備を進め、運営内容の調整を行っていますことから、今回、その概要案をお示しし、委員の皆さまのご意見を伺うものです。

それでは、まず、整備事業の経緯からご説明いたします。

本市の北部地区において、須々万支所・市民センターの建替えに合わせた北部拠点施設整備事業の中で、現在の須々万幼稚園と須々万保育園の両方の機能をもった認定こども園についても一体整備を行うこととなりました。

整備事業は、令和4年度の土地取得から、用地造成、建物の設計などを進め、現在は建物の建設工事を進めており、新施設の供用開始は順調に進めば令和8年11月頃を予定しております。

続いて「認定こども園の設置について」です。

まず、設置の時期ですが、今年度6月に両園の保護者の皆様とお話しする機会を持ち、環境の変化によるこどもへの負担を考慮すると年度当初の開設が望ましいといったご意見をいただいたこと、また、設置認可の手続きや、職員の配置・人事異動などの関係もあることから、年度当初の令和8年4月に、現在の須々万保育園の施設を活用し、認定こども園を開設する予定としております。

その後、令和8年度中に新施設が完成しましたら、速やかに新施設に移転し、供用を開始する予定としております。

続けて認定こども園の概要（案）になります。

まず、施設の類型ですが、「幼保連携型認定こども園」として、幼稚園と保育所、それぞれの特徴をあわせもったこども園を開設いたします。

名称は、須々万こども園。位置については、令和8年4月は現在の須々万保育園の用地、新施設移転後は北部拠点施設と同一敷地となります。職員については、園長、副園長、それから保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持つ保育教諭、そして自園での給食調理に従事する栄養士、調理員を配

置いたします。

次に、定員ですが、こちらは下に表を用意しております。

表では、現在の須々万幼稚園と保育園の定員、園児数、それから新たに開設するこども園の予定定員をお示ししています。

現在、幼稚園、保育園とも定員は90名ですが、幼稚園は13名、保育園は60名と定員を下回っている現状がございます。

そのため、新たなこども園の定員は全体を90名に、そのうち1号、いわゆる幼稚園利用の方を20名、2・3号の保育園利用の方を70名と設定したいと考えております。

開園時間は、施設全体は、現在の須々万保育園と同様、7時から18時。利用時間については、教育利用の方が9時から15時、保育利用の方は、7時から18時までとなります。

最後に、その他ですが、一時預かり事業や延長保育事業など、現在も両園で実施している事業については、今後も継続して実施していく予定としております。以上、新たな認定こども園の概要案をご説明いたしました。

今後は、12月の市議会において、幼稚園条例、保育所条例、認定こども園条例などの改正を予定しておりますので、その議案について改めてご説明の機会を設けさせていただくほか、こども園の教育課程などについてもご意見を伺う予定としております。引き続き、ご指導をいただきますようお願い申し上げます。

#### **こども保育課課長補佐**

参考資料として、新施設移転後の配置図と図面をお配りしております。

#### **教育長**

それでは、この件につきまして、何か質問がございますか。

#### **岡寺委員**

こども園となることで期待が高まりますが、新しい取組や目標がありますか。

#### **こども保育課長**

こども園の最大のメリットは、保育園は家庭の就労状況により必要な保育を行い、幼稚園は在宅家庭が幼児教育を受ける施設となっておりますが、家庭の状況が変わっても同じ場所で保育や幼児教育を受けることができるということです。

須々万幼稚園は、人数が減少しており適切な集団の確保が難しい面がありますので、こども園となることで適切な集団の中で幼児教育を受けることができるようになることも地域にとってはメリットがあると思います。

#### **岡寺委員**

英語やデジタル教育等小さい頃から力を入れていこうという新しい取組はあるのか、保護者として気になったのですがいかがですか。

#### **こども保育課長**

そのあたりは、教育課程の中で検討していきたいと思っております。

#### **教育長**

ほかいかがでしょうか。

#### **吉本委員**

以前一度説明を受けた中で、保護者の皆さんご意見なども伺いましたが、今後12月の条例改正後、保護者の意見を募る際に、想定される意見はどのようなものがありますか。

#### こども保育課長

前回の保護者説明会の際に、幼稚園側は場所が異動することもあるので、環境に慣れるまでの配慮について一番強く訴えられたところです。

#### 吉本委員

送迎等も含めてということですか。

#### こども保育課長

先生の間関係などもあります。

#### 吉本委員

保育園と幼稚園の先生は、資格が別ということなんですね。

#### こども保育課課長補佐

幼稚園教諭と保育士は別の資格です。周南市では、幼稚園教諭と保育士資格を併せて有する職員を採用しています。

#### 吉本委員

こども園になることで、人員不足解消にメリットがあるのかなと思ったのですが、資格が異なる点が、課題なのかなと思いました。

#### こども保育課長

幼児教育において、人員不足は深刻な問題となっており、人材確保に向けて尽力しているところです。

#### 片山委員

須々万こども園が北部拠点施設と一緒に建設される狙いを教えてください。

#### こども保育課長

支所及び市民センターの建て替えがきっかけとして一つありました。

人口推計に基づき、北部拠点施設を建設する構想があり、保育所の災害リスクや幼児数についても将来人口推計を考慮したうえで、保育所と幼稚園を一体化した施設を整備する運びとなりました。

#### 片山委員

須々万地区の生活拠点として、様々な施設を集約するということですか。

#### こども保育課長

須々万だけでなく、八代、中須、須金地区など7地区の拠点施設という位置づけのため、こども園に関しても同様の7地区を一体化した施設という位置づけです。

#### 教育長

ほかいかがですか。

#### 松田委員

先程の保護者等の意見の中に、須々万幼稚園側は、環境の変化への配慮ということでしたが、保育園側の意見は何かありましたか。

#### こども保育課長

保育園側は、人数が増えることと新施設への期待の声がありました。

#### 松田委員

須々万保育園を活用しながら、新施設完成後に移転するというので、こどもにとっても保護者にとっても今のような対応がよいかなと思いました。

認定こども園には魅力があり、幼稚園教育と保育が一体となることで、先生の相互理解、保護者

の意見も増えると思います。幼稚園側は人数が増えるメリットがあり、保育所側は、ニーズが増えることで保育の在り方の検討が必要ではないかと思います。

現在の利用者数に比べ、こども園となったときの定員が増えていますが、広域を考えて算定されているのですか。

#### こども保育課長

保育園は、校区という概念がないため、市街地から北部に通勤される方が利用される場合もあります。地域としては、人口が減少する想定ではありますが、地域バランスを考慮し、幼児施設を設置する必要性はあると考え、こども園として整備します。

#### 松田委員

保育所を見学し、様々な取組をされて、地域に開かれた存在であり、施設も工夫されて夢があり良いと感じました。こども園にもその良さは継承されると思いますが、定員は将来的に変わる可能性がありますか。

#### こども保育課長

背景に合わせた定員設定は可能です。施設的には、最大100名程度受け入れが可能な設計となっています。

#### 松田委員

1号認定と2・3号認定の数は、状況に応じて変化すると考えられますので、変更の余地があれば、柔軟に捉えることができるとと思います。

教育委員会の意見聴取に関する規則の中で、教育課程に関する基本的事項の策定に関することありますが、一緒に検討がなされるのですか。

#### こども保育課課長補佐

前回、鹿野こども園の教育課程を現場で、指導目標を作成後、教育委員会の意見聴取を行いました。現在、現場で須々万こども園としての教育課程を検討していますので、今後皆様に意見聴取させていただきたいと考えています。

#### 松田委員

ありがとうございます。認定こども園が認知されてきても、特徴まではよく分からないという話もありますので、お互い協力して進めていけたらと思います。

#### 教育長

こども園の開設は4月で、新施設への移転は11月ということで、条例の中で、位置についてはどのように変更するのでしょうか。

#### こども保育課課長補佐

12月に、現在の須々万保育園の位置でこども園の条例を改正します。来年秋の条例改正では、認定こども園と北部拠点施設の位置について変更を行います。

#### 教育長

わかりました。それと、定員は条例と規則どちらに規定されるのでしょうか。

#### こども保育課課長補佐

規則になります。

#### 教育長

わかりました。公立の役割と私立の共存という視点で、定員が設定されていると考えてよろしいのでしょうか。

こども保育課課長補佐

そうです。

教育長

定員を超えた受け入れは可能でしょうか。

こども保育課長

規定上は、一時的であれば多少超えてもよいことにはなっています。

教育長

1号認定が定員より少なく、2・3号認定が定員のより増加した際も受け入れ可能ということですか。

こども保育課課長補佐

はい。一時的には可能ですが、常態化するようであれば、状況を考慮して定員を見直すことになります。

教育長

ほかいかがでしょうか。

岡寺委員

園庭は、配置図の左側ということでしょうか。

こども保育課長

はい。

岡寺委員

幼稚園がとても自然豊かなところだったので、こども園はどのような雰囲気になるのかなと思っています。

教育長

よろしいでしょうか。それでは教育委員会としての意見を十分出していただきましたので、議案第26号につきましては、総括的に意義はなしということで、市長への回答といたしたいと思えます。以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了しました。

本日の議事日程は以上でございます。

それでは、これをもちまして「令和7年第9回 教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 \_\_\_\_\_

岡 寺 政 幸 委員 \_\_\_\_\_